

大村市立学校施設  
予約システムマニュアル  
(小学生クラブ用)

令和5年8月

## 目 次

- 1 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
- 2 学校施設の使用上の注意等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
- 3 予約システムの導入スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～2 ページ
- 4 学校施設を使用するクラブの登録・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2～11 ページ
- 5 学校施設の使用申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11～20 ページ
- 6 電気料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22 ページ
- 7 使用できる学校施設一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23 ページ
- 8 様式（紙）での団体登録・学校施設の予約等・・・・・・・・・・・・・・ 24～29 ページ
- 9 学校施設使用規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30～34 ページ

## 1 目的

オンラインでの学校施設予約を可能にすることで使用者の利便性を図るとともに、学校職員の事務の効率化を図る。

また、様式（紙）での申請の場合における様式や手順を整理する。

## 2 学校施設の使用上の注意等

### (1) 学校施設の使用上の注意

学校使用規則（29～33ページ）の第5条第3項、第10条、第11条、第12条の規定及び様式第3号（26ページ）の使用条件を確認し、クラブの登録及び学校施設の使用を申請してください。他のクラブの利用に支障をきたすほど多数の予約を一度に申請した場合は、予約を承認できない場合があります。

### (2) 用語の意義

(ア) 学校施設 大村市立学校の用に供している土地、建物及び備品をいう。

(イ) 小学生クラブ 団体登録をするもので、市内の小学生が所属するクラブとして教育委員会から承認を受けているクラブをいう。具体的には、市内の小学校に在籍する小学生が3名以上在籍するクラブ（団体）を小学生クラブとして承認します。原則として、活動時間は平日・休日ともに19時までです。

(ウ) 一般クラブ（個人を含む） 小学生クラブ以外のクラブをいう。

## 3 予約システムの導入スケジュール

### (1) 学校施設使用日 令和5年12月1日以降分

令和5年12月1日以降の使用日の学校施設を予約する場合は、下記のスケジュールに則って、団体登録及び学校施設の予約申請が必要です。既に学校に12月1日以降の施設使用の申請をしている場合は、その申請は無効です。改めて予約システム又は新様式（紙）での申請をお願いします。

### (2) クラブ（団体）登録申請・登録情報更新期間

(ア) 令和5年12月の学校施設を予約する場合

①小学生クラブ 8月21日（月）～9月19日（火）

②一般クラブの場合 8月21日（月）～10月19日（木）

※これらの期間後に登録申請・登録情報更新する場合は、12月分の施設予約開始の初日には団体登録が間に合わない場合があります。

(イ) 令和6年1月分以降の施設予約をする場合

①随時登録申請は可能ですが、施設使用日の10日前までに申請をお願いします。

### (3) 学校施設の使用申請期間

#### (ア) 令和5年12月分

##### ①小学生クラブ

・令和5年12月分

申請期間：10月1日（日）9時～使用日の前々日

##### ②一般クラブ

・令和5年12月分

申請期間：11月1日（水）9時～使用日の前々日

#### (イ) 令和6年1月分以降

##### ①小学生クラブ

申請期間：使用日の2か月前の月の1日～使用日の前々日

##### ②一般クラブ

申請期間：使用日の1か月前の月の1日～使用日の前々日

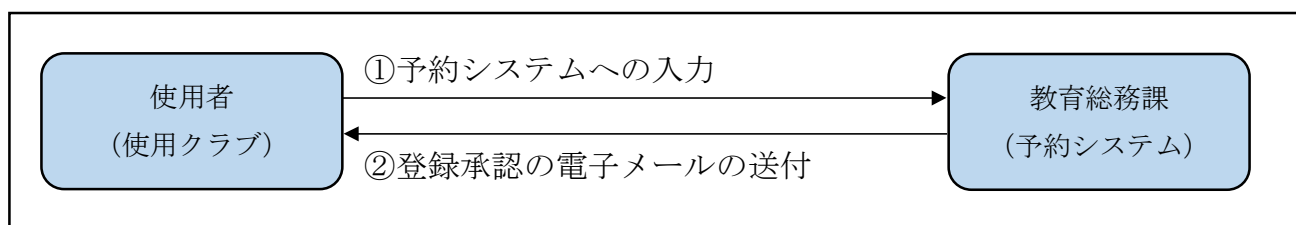
## 4 学校施設を使用するクラブの登録

令和5年12月1日以降に学校施設を使用する場合は、従前から学校施設を使用しているクラブも含め、クラブの登録が必要です。登録は、予約システム（RESERVA）によるオンラインでの申請と大村市立学校施設使用登録申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）による紙での申請が可能です。

また、登録内容を変更したり、登録クラブを廃止する場合は、電子メール又は大村市立学校施設使用登録変更・廃止届（様式第2号。以下「変更・廃止届」という。）による届出が必要です。

様式での登録等は、23ページ以降を参照してください。

### (1) 使用クラブの登録



### (2) 予約システム（RESERVA）の操作方法

①パソコン又はスマートフォンで予約システム（RESERVA）のURL

<https://reserva.be/omurasigakkousisetu> を開く。

②

大村市小・中学校施設予約サイト

会員ログイン

空き状況

ホーム

入会

About Us

お知らせ一覧

お問い合わせ

プライバシーポリシー

入会

一般クラブ (個人を含む)

小学生クラブ (市内の小学校の児童が3名以上在籍している) 以外の団体及び個人

閉じる

(2)小学生クラブをクリックする。

登録する

小学生クラブ

市内の小学校の児童が3名以上在籍している。

登録する

(1)「入会」をクリックする。

※小学生クラブは、市内の小学校の児童が3名以上クラブに在籍していることが条件です。

③

MEMBER

大村市教育委員会教育総務課

会員登録

ご利用になるメールアドレスを入力してください。  
入力したメールアドレス宛に仮登録メールが届きます。

メールアドレス\*

example@reserva.be

仮登録メールを送信する

会員ログイン

予約サイトに戻る

(1)代表者のメールアドレスを入力する。

(2)メールアドレス入力後、クリックする。

④

【大村市小・中学校施設予約サイト】メールアドレス認証のお願い

差出人: "大村市小・中学校施設予約サイト" <noreply@reserva.be>  
宛先: [REDACTED]  
CC:  
日時: 2023年08月17日(木) 13:43

いつも大村市小・中学校施設予約サイトをご利用いただき、誠にありがとうございます。

下記URLよりサイトにアクセスの上、引き続き会員情報のご登録をお願いいたします。  
まだ会員登録の手続きは完了しておりませんので、ご注意ください。  
なお、このメールアドレスに返信はできません。

<https://id.reserva.be/omurasigakkousisetu/4e5b0c08be4a5e912be3599c034f085b/auth/mail?key=6f4766c51312a37f22fff64f83980ca3>

※URLの有効期限は、お届けから1時間です。

1時間を過ぎた場合はメールアドレスの登録からやり直してください。

※URLが2行以上になっていてクリックしてもアクセスできない場合は、  
URLをコピーしてブラウザのアドレスバーに1行になるように貼り付けてください。

※このメールに心当たりがない方は、本メールを破棄してください。

※以下の遵守事項をご確認の上、ご承諾いただける場合に引き続き会員情報のご登録をお願いいたします。

<予約登録条件>

- 1 貴会の施設を使用するにあたり営利目的等での使用は一切いたしません。
- 2 貴会所管の施設や付属設備等（備品含む）を亡失、又は損傷したときはその損害を賠償いたします。
- 3 使用許可条件及び使用上のルールを遵守いたします。
- 4 貴会の施設使用の際に発生した事故については、施設・設備が原因となる重大な瑕疵以外、全て使用者側の自己責任となることを承諾します。
- 5 1から4までの他、大村市立学校施設使用規則を遵守し、貴会の指示に従うことを承諾します。

(1)届いたメールを開き、クリックする。

<使用条件>

- 1 校内における火気の使用については、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。
- 2 学校敷地内での喫煙を禁止する。
- 3 使用後は内外の清掃整備を完全に行い、学校教育に支障をきたさないよう特に留意すること。
- 4 鍵は、所定の時間までに、所定の場所に返却すること。
- 5 代表者及び代表者不在時の使用責任者は、使用者及び観覧車に対して適切な指導を行うとともに、駐車についても特に留意しなければならない。
- 6 便所の使用については、清潔を保持し、水道については使用后漏水等がないようにしなければならない。
- 7 電気料が発生した場合は、教育委員会指定の期日までに納付すること。
- 8 次に該当する場合は、使用を認めない。
  - (1) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者を支持し、又はこれに反対するための使用、その他政治的活動のための使用
  - (2) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための使用その他宗教活動のための使用
  - (3) 営利を目的とするもの又はこれに類するものと認めたとときの使用
  - (4) 危険若しくはき損のおそれがあると認められる使用

大村市小・中学校施設予約サイト

大村市教育委員会教育総務課

〒856-8686 大村市玖島一丁目25番地

TEL : 0957-53-4111 (内線363, 319)

FAX : 0957-52-9700

E-mail : [gakkoushisetsu@city.omura.nagasaki.jp](mailto:gakkoushisetsu@city.omura.nagasaki.jp)

⑤ 登録画面に表示されている項目について入力する。

※電話番号は、必ず連絡の取れる番号を入力してください。

The image shows a web form for membership registration. At the top left, there is a logo with a green square containing a white 'E' and the word 'MEMBER' in green. Below the logo is the title '大村市小・中学校施設予約サイト' and the section '会員登録'. The form contains several input fields with red asterisks indicating required fields. Callout boxes with arrows point to specific fields:

- Callout (1) points to the '会員種類' (Membership Type) dropdown menu, which is currently set to '小学生クラブ' (Elementary School Club). The text says: '(1) 「一般クラブ（個人を含む）」か「小学生クラブ」が自動で選択されているため登録区分に間違いがないか確認する。'
- Callout (2) points to the 'パスワード' (Password) input field. The text says: '(2) パスワードを入力する。'
- Callout (3) points to the '氏名' (Name) fields, which are split into '教育' (Education) and '花子' (Hanako). The text says: '(3) 代表者の氏名（フリガナ）、住所、電話番号を入力する。'
- Callout (4) points to the '電話番号' (Phone Number) input field, which contains '0957-53-4111'. The text says: '(4) 1000～2000 までの任意の数字を入力する。登録後正式な会員番号（登録番号）をお知らせします。'
- Callout (5) points to the 'クラブ名（団体名）' (Club Name) input field, which contains '△△△クラブ'. The text says: '(5) クラブ名がある場合は入力する。'
- Callout (6) points to the '使用人数' (Number of Users) input field, which contains '15'. The text says: '(6) おおよその施設の使用人数を入力する。'

At the bottom of the form, there is a note: '在籍する小学生※小学生クラブとして申請する場合は、在籍する小学生を3名以上記入すること。例：○学校 ○年生 氏名○'

〇〇小学校〇年生 氏名〇〇 〇〇  
△△小学校△年生 氏名△△ △△  
□□小学校□年生 氏名□□ □□

(7) 例のとおり小学生3名以上を入力する。

代表者住所（自宅）郵便番号（〒）※例：856-8686（半角入力）

856-8686

代表者住所（自宅）※都道府県/市区町村/番地/建物名

長崎県大村市玖島1丁目25

(8) 代表者の住所等を入力する。

代表者電話番号（緊急連絡先）※例：090-1234-5678（半角入力）

090-1234-5678

電気料が生じた場合の納付書の送付先

選択してください

(9) 「代表者の住所」か「下記の氏名及び住所」を選択する。

電気料が生じた場合の納付書の送付先（氏名）

電気料が生じた場合の納付書の送付先郵便番号（〒）※例：856-8686（半角入力）

電気料が生じた場合の納付書の送付先（住所）※都道府県/市区町村/番地/建物名

(10) (9)で「下記の氏名及び住所」を選択した場合、入力する。

電気料が生じた場合の納付書の送付先（携帯電話番号）※例：090-1234-5678（半角入力）

施設使用目的

バレーボール

(11) スポーツ名、行事名、会議名等入力する。



- 玖島中学校    西大村中学校    菟瀬中学校    郡中学校    大村中学校  
 桜が原中学校

主な使用施設（施設別）

体育館

平日の主な使用日時（曜日）

月    火    水    木    金

平日の主な使用日時（時間帯）※例：19:00-21:00（半角入力）

17:00-19:00

(12) 主な使用時間等を入力する。

土曜日の主な使用時間帯※例：19:00-21:00（半角入力）

17:00-19:00

日曜日の主な使用時間帯※例：19:00-21:00（半角入力）

17:00-19:00

会員登録前に必ず利用規約をご確認ください。登録した時点で利用規約に同意したものとみなします。

(13) クリックする。

戻る

確認する

平日の主な使用日時（曜日） 日

利用規約  
遵守事項

<予約登録条件>

- 1 貴会の施設を使用するにあたり営利目的等での使用は一切いたしません。
- 2 貴会所管の施設や付属設備等（備品含む）を亡失、又は損傷したときはその損害を賠償いたします。
- 3 使用許可条件及び使用上のルールを遵守いたします。
- 4 貴会の施設使用の際に発生した事故については、施設・設備が原因となる重大な瑕疵以外、全て使用者側の自己責任となることを承諾します。
- 5 1から4までの他、大村市立学校施設使用規則を遵守し、貴会の指示に従うことを承諾します。

<使用条件>

- 1 校内における火気の使用については、あらかじめ教育委員会の許可を受けなけ

戻る 登録する

(14)クリックして、利用規約を確認する。

利用規約に同意して

(15)クリックする。

戻る 登録する

⑥大村市教育委員会教育総務課で申請内容に不足事項等がないか確認後（承認後）、申請時に登録されたメールアドレス宛てに「会員登録完了のお知らせ」が送信されます（本登録完了）。

【大村市小・中学校施設予約サイト】会員登録完了のお知らせ

差出人： "大村市小・中学校施設予約サイト" <noreply@reserva.be> 日時： 2023年08月17日(木) 23:07

教育 花子 様

この度は、会員登録をしていただき、ありがとうございます。  
教育 花子様のご会員登録が完了いたしました。  
※なお、このメールアドレスに返信はできません。

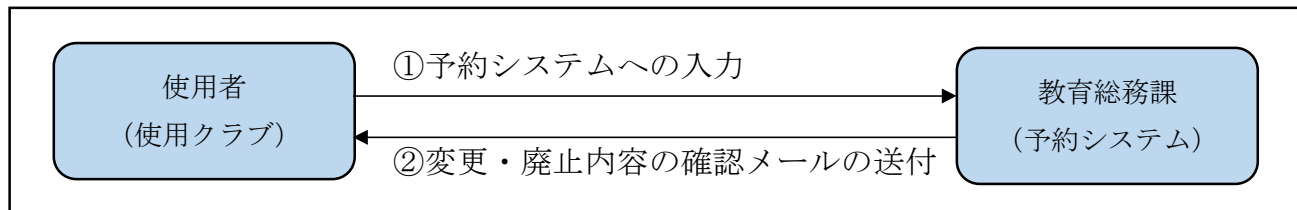
会員マイページ  
<https://reserva.be/omurasigakkousisetu/mypage/reservehistory>

ログインID  
1002

(1)ログインIDが会員番号です。

よろしくお願いいたします。

### (3) クラブの登録内容の変更・クラブの廃止



### (4) 予約システム (RESERVA) の操作方法

①URL (https://reserva.be/omurasigakkousisetu) からログインする。

(1) 会員番号 (登録番号)、登録時のパスワードを入力する。

(2) (1)を入力後、クリックする。

②

(1) 登録名をクリックする。

(2) プロフィールをクリックする。

③

日曜日の主な使用時間帯※ 例：19:00-21:00（半角入力）	19:00-21:00	
メールアドレス	[REDACTED]	<input type="button" value="変更する"/>
パスワード *****		<input type="button" value="変更する"/>
		<input type="button" value="退会する"/>

(1)変更が必要な箇所をクリックする。

(1)クラブを廃止する場合は、クリックする。※クラブの廃止以外はクリックしないでください。

④上段の「変更する」をクリックした場合

MEMBER 教育 花子さん

マイページ

プロフィール

会員ステータス

### プロフィール編集

氏名 *	教育	花子
氏名 (カナ) *	キョウイク	ハナコ
電話番号 *	0957-53-4111	
会員番号 *	1002	
クラブ名 (団体名) *	△△△クラブ	
使用人数 *	15	
在籍する小学生※小学生クラブとして申請する場合は、在籍する小学生を3名以上記入すること。例：○学校 ○年生 氏名○	○△ 小学校 1年生 氏名 大村 花子 ○△ 小学校 2年生 氏名 総務 次郎 △□ 小学校 5年生 氏名 学校 三郎	
代表者住所 (自宅) 郵便番号 (〒) ※例：856-8686 (半角入力) *	856-8686	
代表者住所 (自宅) ※都道府県/市区町村/番地/建物名	長崎県大村市坎島1丁目25	

(1)変更が必要な箇所を書き変える。



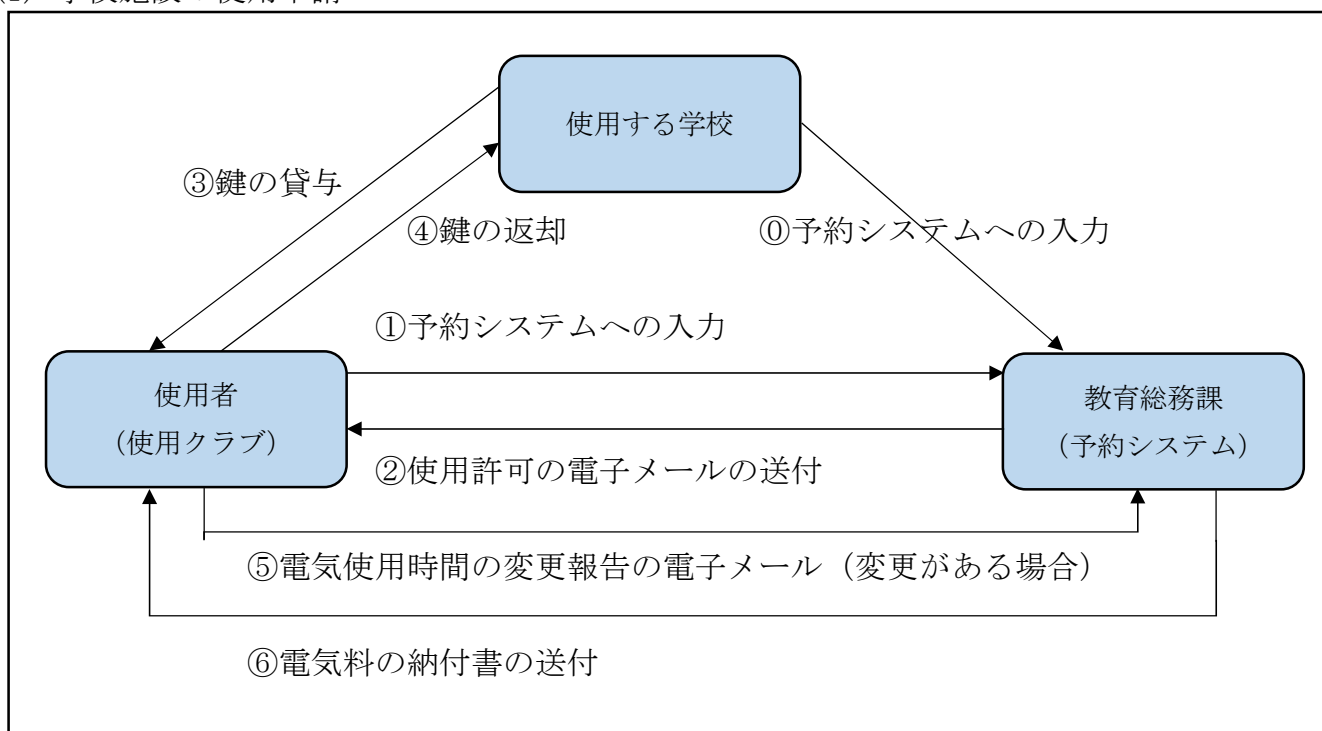
## 5 学校施設の使用申請

使用クラブの登録後、学校施設を使用する場合は、学校施設の使用申請が必要です。使用申請には、予約システム（RESERVA）によるオンラインでの申請と大村市立学校施設使用許可申請書（様式第3号。以下「使用申請書」という。）による紙での申請が可能です。

また、使用許可された内容を変更したり、使用を中止する場合は、電子メール又は大村市立学校施設使用許可変更・取消申請書（様式第4号。以下「変更・取消申請書」という。）による申請が必要です。

様式での申請等は、25ページ以降を参照してください。

### (1) 学校施設の使用申請



## (2) 予約システム (RESERVA) の操作方法

①URL (https://reserva.be/omurasigakkousisetu) からログインする。

reserva.be/omurasigakkousisetu/login

**MEMBER**

大村市教育委員会教育総務課

**ログイン**

会員番号\* 1002

パスワード\* .....

パスワードを忘れた場合はこちら

**ログイン**

次回から自動ログインする

新規会員登録はこちら

会員ログインすると、次回以降の予約で入力の手間が省けて便利です。  
また、マイページより予約の管理ができます。

(1)会員番号(登録番号)、登録時のパスワードを入力する。

(2) (1)を入力後、クリックする。

②

**MEMBER** 教育 花子さん

ホーム

予約履歴

お問い合わせ履歴

予約サイト

(1)クリックする。

**教育 花子さん**  
小学生クラブ  
会員番号 1002

QRコード

**予定**

予約申込 予約番号: ND019fXS5

2023年8月12日(土) 19:00~21:00

大村小学校体育館

詳細

キャンセル

すべて見る

③

大村市小・中学校施設予約サイト

 空き状況

ホーム  
入会  
About Us  
お知らせ一覧  
お問い合わせ  
プライバシーポリシー

<input type="radio"/> 小学校運動場	<a href="#">詳細</a>
<input type="radio"/> 小学校体育館	<a href="#">詳細</a>
<input type="radio"/> 中学校運動場	<a href="#">詳細</a>
<input type="radio"/> 中学校体育館	<a href="#">詳細</a>
<input type="radio"/> 中学校武道場	<a href="#">詳細</a>

(1)使用したい施設種別をクリックする。

④

 <a href="#">会員限定</a>	三浦小学校体育館 全面（小学生クラブ予約専用）  (1)使用したい学校施設をクリックする。 ※体育館等は、半面や全面等を選択できるため、必要に応じて選択する。	<a href="#">予約する</a>
 <a href="#">会員限定</a>	三浦小学校体育館 半面A（玄関側）（小学生クラブ予約専用）	<a href="#">予約する</a>
 <a href="#">会員限定</a>	三浦小学校体育館 半面B（ステージ側）（小学生クラブ予約専用）	<a href="#">予約する</a>

⑤使用する期日の時間帯を選択し「決定」を押す。

2023年08月

	08/24 木	08/25 金	08/26 土	08/27 日	08/28 月	08/29 火	08/30 水
16:00	○	○	○	○	○	○	○
17:00	○	○	✓	○	○	○	○

2023年08月26日(土) 17 : 00 ~ 19 : 00

2時間 残1

変更する 決定

(1)使用したい期日の使用開始時間をクリックする。

(2)使用したい期日の使用終了時間をクリックする。

(3)クリックする。



⑥

日程選択

2023年08月26日(土) 17:00 ~ 19:00

× 変更する

三浦小学校体育館 全面 (小学生クラブ予約専用)

2023年08月26日(土) 17:00 ~ 19:00

(1)クリックする。

予約を進める

⑦会員情報を入力（変更がなければ不要）し、加えて「電気使用時間帯」及び「使用するスポーツ用具・設備」入力し、「確認する」を押す。

教育 花子さん

大村市小・中学校施設予約サイト

空き状況

ホーム  
入会  
About Us  
お知らせ一覧  
お問い合わせ  
利用規約

会員情報を変更したい方は、プロフィール編集より変更してください。

氏名 *	教育 花子
氏名 (カナ) *	キョウイク ハナコ
メールアドレス *	
電話番号 *	0957-53-4111
会員番号 *	1002
クラブ名 (団体名) *	△△△クラブ
使用人数 *	15

(1)変更箇所があれば書き変える。

電気使用開始時間※例：19時の場合→1900（半角入力）\*

電気使用終了時間※例：21時の場合→2100（半角入力）\*

使用するスポーツ用具・設備\*

連絡事項

1700

1900

選択してください

連絡事項がございましたらご入力ください

戻る

確認する

(2)電気（照明）使用予定時間を入力する。使用しない場合は、いずれの欄も「なし」を入力する。

(3)使用する物がある場合は、使用する用具（設備）を選択する。使用するものがない場合は、「使用しない」を選択する。

(4)クリックする。

⑧最終確認画面で内容を確認後、誤りがなければ、利用規約を確認し、「完了する」を押す。

使用するスポーツ用具・設備 使用しない

連絡事項

利用規約に同意する

戻る

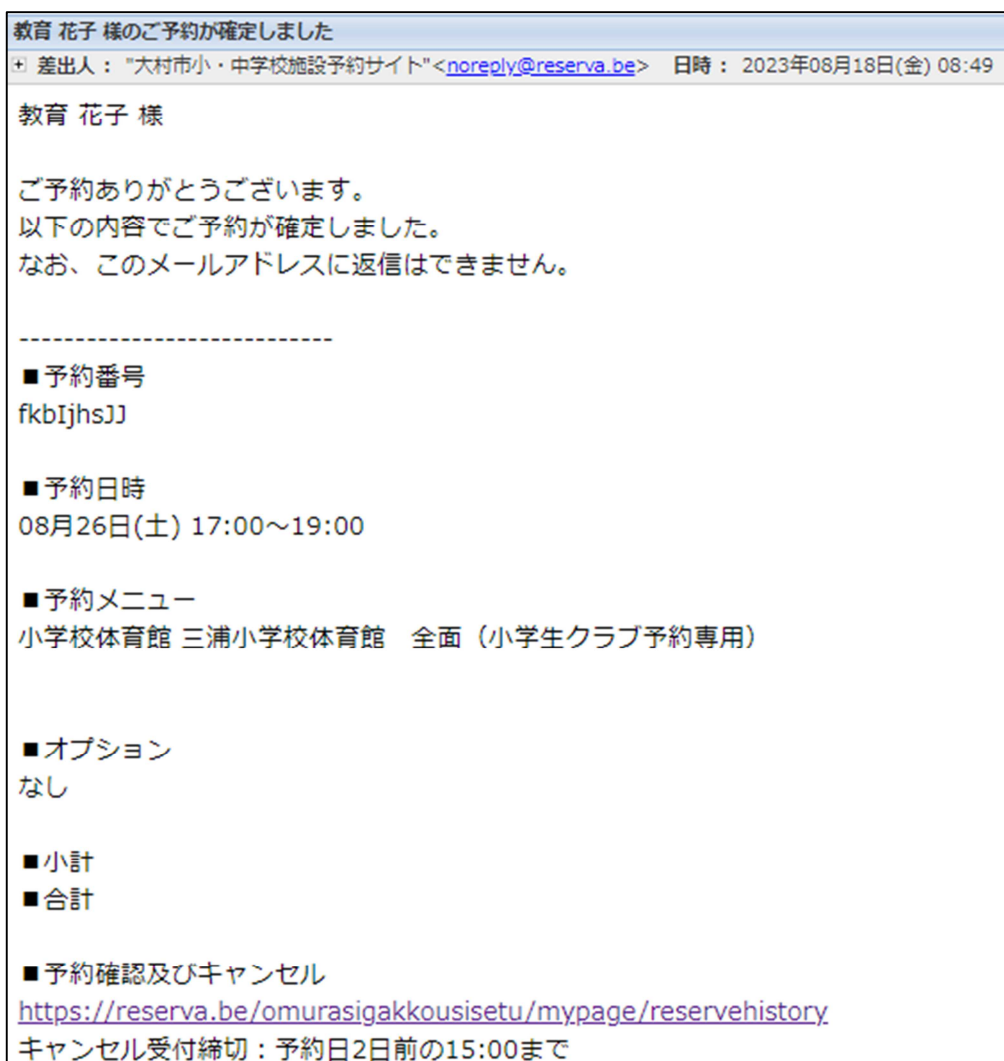
完了する

## ⑨ ログアウト



⑩大村市教育委員会教育総務課内で申請内容に不足事項等がないか確認し、問題がないと確認（承認）された場合、申請時に登録されたメールアドレス宛てに「予約確定のお知らせ」が送信されます。

※申請内容に不足事項等があった場合、記載された電話番号又はメールアドレス先にご連絡を差し上げる場合がございます。



(3) 学校施設の使用許可内容の確認・変更・取消（キャンセル）

学校施設の使用申請後（使用許可前）及び使用許可後に予約システム（RESERVA）で使用許可内容の確認、取消（キャンセル）が可能です。

また、使用申請後の使用内容の変更はできませんので、使用申請をキャンセルし、キャンセル後に新規で使用申請してください。

(ア) 取消（キャンセル）できる期間 使用申請日～使用日前々日の15時

※事情等があり、使用日の前々日の15時以降に使用を取消す場合は、予約システム（RESERVA）でのキャンセル手続きができないため、教育総務課（0957-53-4111（内線387、363又は319））に連絡いただくとともに、使用する学校にも電話で取消す旨を伝えてください。

(イ) 予約システム（RESERVA）の操作方法

①URL（<https://reserva.be/omurasigakkousisetu>）からログインする。

The image shows a screenshot of the RESERVA login page. The page header includes a hamburger menu icon and the word "MEMBER". The main content area is titled "ログイン" (Login) and is part of the "大村市教育委員会教育総務課" (Omura City Education Commission Education Administration Office). It features two input fields: "会員番号\*" (Member ID) containing "1002" and "パスワード\*" (Password) with a masked password and a visibility toggle icon. Below the password field is a link "パスワードを忘れた場合はこちら" (Click here if you forgot your password). A green "ログイン" (Login) button is present, along with a checkbox for "次回から自動ログインする" (Remember me). At the bottom, there is a link for "新規会員登録はこちら" (Click here for new member registration) and a note: "会員ログインすると、次回以降の予約で入力の手間が省けて便利です。また、マイページより予約の管理ができます。" (Logging in as a member saves time on input for future reservations. Also, you can manage reservations from your My Page).

(1) 会員番号（登録番号）、登録時のパスワードを入力する。

(2) (1)を入力後、クリックする。

②

大村市小・中学校施設予約サイト

空き状況

ホーム  
入会  
About Us  
お知らせ一覧  
お問い合わせ  
利用規約

登録名: 教育 花子さん

- 小学校運動場
- 小学校体育館
- 中学校運動場
- 中学校体育館
- 中学校武道場

マイページ  
プロフィール  
会員ステータス  
ログアウト

詳細

詳細

詳細

詳細

Callout 1: (1)登録名をクリックする。

Callout 2: (2)マイページをクリックする。

③

MEMBER

教育 花子さん

小学生クラブ  
会員番号 1002

QRコード

予約サイト

予約

2023年8月26日(土) 17:00~19:00  
三浦小学校体育館 全面 (小学生クラブ予約専用)  
予約番号: fkbijhsJJ  
詳細

キャンセル

Callout 1: (1)予約内容を確認できます。

(2)「予約申込」の表示があるものは、教育総務課の許可が済んでいないものです。

(3)キャンセルをクリックする。  
※利用日前々日の15時になるとシステム上でキャンセルができなくなるため、ご注意ください。

予約申込

予約番号: FfAddCOK0

2023年8月13日(日) 13:00~17:00

小学校運動場 三城小学校運動場

詳細

キャンセル

④

MEMBER

教育 花子さん

ホーム  
予約履歴  
お問い合わせ履歴  
予約サイト

教育 花子さん  
小学生クラブ  
会員番号 1002



予約

予約をキャンセルしてよろしいですか。

2023年8月26日(土) 17:00~19:00  
三浦小学校体育館 全面 (小学生クラブ予約専用)

予約番号: fkbijhsJJ

戻る キャンセル

すべて見る

お支払い予定  
来月のお支払いはありません。

(1)キャンセルをクリックする。

(3) 電気使用時間の変更・取消報告について

申請した電気（照明）使用時間を変更した場合又は使用しなかった場合は、下記の要領で報告してください。

(ア) 変更・取消報告できる期間 使用日～使用日の翌月 5 日

※翌月 5 日が市役所の閉庁日の場合は、5 日以降の最も近い開庁日までに報告してください。

(イ) 変更・取消報告の方法

使用日の翌日（土日祝日の場合は最も近いの開庁日）に登録のメールアドレス宛にメールが届きます。メール本文に記載の URL にアクセスし、電気使用変更報告入力フォームもしくは取消報告入力フォームから、必要事項を入力し送信してください。

件名：【三浦小学校体育館 半面A（玄関側）09月07日(木) 17:00～19:00】ご利用後の  
おしらせ

日時：2023年09月07日(木) 13:14

教育 花子 様

先日は三浦小学校体育館 半面A（玄関側）をご利用いただき、ありがとうございました。  
こちらのメールは学校施設を使用された方全員に送付しています。

下記の予約情報をご確認の上、変更・取消報告が必要な方は  
各項目のURLに必要事項を入力・送信をお願いします。

◎「実際には施設を使わなかった場合」や「電気（照明）を使わなかった場合」は、  
下記URLから取消報告をお願いします。

(取消報告URL)

取消報告の入力フォーム URL がこちらに表示されます

◎体育館・武道場を使用したクラブのうち、  
「実際に使った電気（照明）の使用時間が予約時と異なる場合」は  
下記URLから変更報告をお願いします。

(変更報告URL)

変更報告の入力フォーム URL がこちらに表示されます

※学校施設を使用した月の翌月5日までに報告を行わなかった場合は、  
予約時から変更がないものとみなし、電気料金を請求します。

-----  
■予約番号

d7KuYgo0z

■予約日時

09月07日(木) 17:00～19:00

■予約メニュー

小学校体育館 三浦小学校体育館 半面A（玄関側）

■オプション

なし  
-----

## 6 電気料

(1) 電気料徴収対象クラブ 一般クラブ

(2) 電気料の計算方法

(ア) 各学校施設の1時間当たりの電気料は、大村市立学校施設使用規則別表(33ページ)のとおりとします。

(イ) 電気の使用時間が1時間未満の場合は、1時間相当の料金を徴収します。

(ウ) 電気の使用時間が1時間を超える場合において、その超過時間が30分以内であるときは、1時間当たりの単価の2分の1の金額、超過時間が30分を超えるときは、1時間相当の金額を徴収します。

(エ) (ア)、(イ)、(ウ)の規定にかかわらず、体育館を2団体が同時に半面ずつ使用する場合は、各使用者について、それぞれ別表単価の2分の1の額を適用します。

(3) 電気料の納付期限

(ア) 教育委員会は、1か月単位で電気料を計算し、納期限(使用した月の翌月の末日)の1週間前までに納付書を送付します。

(イ) 使用した月の翌月の末日までに納付してください。

(ウ) 納期限までに納付がない場合は、学校施設の新たな予約(使用申請)を許可しない場合があります。



## 7 使用できる学校施設一覧

	学校名	運動場	体育館 半面A (正面玄 関側)	体育館 半面B (ステー ジ側)	武道場 1階	武道場 2階	多目的 教室1	多目的 教室2
1	三浦小	○	○	○	—	—	—	—
2	鈴田小	○	○	○	—	—	—	—
3	三城小	○	○	○	—	—	—	—
4	大村小	○	○	○	—	—	—	—
5	東大村小	○	○	○	—	—	—	—
6	西大村小	○	○	○	—	—	—	—
7	中央小	○	○	○	—	—	—	—
8	竹松小	○	○	○	—	—	—	—
9	萱瀬小	○	○	○	—	—	—	—
10	黒木小	○	○	○	—	—	—	—
11	福重小	○	○	○	—	—	—	—
12	松原小	○	○	○	—	—	—	—
13	放虎原小	○	○	○	—	—	○	○
14	旭が丘小	○	○	○	—	—	—	—
15	富の原小	○	○	○	—	—	—	—
16	玖島中	—	○	○	○	—	—	—
17	西大村中	—	○	○	○	—	—	—
18	萱瀬中	—	○	○	—	—	—	—
19	郡中	—	○	○	○	—	—	—
20	大村中	—	○	○	○	○	—	—
21	桜が原中	—	○	○	○	—	—	—

※網掛け部分には、電気料の設定があります。

※小学校施設は、平日16時30分（又は16時）～22時、休日6時～22時が使用可能です。

※中学校施設は、平日・休日ともに19時～22時が使用可能です。

8 様式（紙）での団体登録・学校施設の予約等

(1) クラブ（団体）の登録

(ア) 大村市立学校施設使用登録申請書（様式第1号）を教育総務課に提出してください。

(イ) 記入例

様式第1号（第4条関係）

大村市立学校施設使用登録申請書

大村市教育委員会教育長 様

令和〇年〇月〇日

次のとおり、大村市立学校施設使用規則第4条の規定により、学校施設使用の登録を申請します。

<登録条件>

- 1 貴会の施設を使用するにあたり営利目的等での使用は一切いたしません。
- 2 貴会所管の施設や付属設備等（備品含む）を亡失、又は損傷したときはその損害を賠償いたします。
- 3 使用許可条件及び使用上のルールを遵守いたします。
- 4 貴会の施設使用の際に発生した事故については、施設・設備が原因となる重大な瑕疵以外、全て使用者側の自己責任となることを承諾します。
- 5 1から4までの他、大村市立学校施設使用規則を遵守し、貴会の指示に従うことを承諾します。

クラブ名 〇△□クラブ 代表者名 大村 太郎

クラブ名がない場合は空白でも構いません。

クラブ名 (団体名)	〇△□クラブ		・なし
代表	(ふりがな)	おおむら たろう	自宅電話 0957-00-0000
	氏名	大村 太郎	携帯電話 090-0000-0000
	(〒856-0000)		E-Mail oomura0000@?????.co.jp
	自宅住所	大村市〇〇1丁目000	
	勤務先名	〇〇株式会社	電話番号 0957-00-0001
勤務先住所	大村市△△2丁目000		
クラブ区分	<input checked="" type="checkbox"/> 市内の小学校の児童が在籍しており、小学生クラブとして申請する。 <input type="checkbox"/> 一般クラブ（小学生クラブ以外）として申請する。		
在籍する小学生	〇△	小学校 1 年生	氏名 教育 花子
※小学生クラブとして申請する場合は、在籍する小学生を3名以上記入すること。	〇△	小学校 2 年生	氏名 総務 次郎
	△□	小学校 5 年生	氏名 〇〇 〇〇
		小学校 年生	氏名
		小学校 年生	氏名
電気料が生じた場合の納付書の送付先	<input checked="" type="checkbox"/> 代表者の住所 <input type="checkbox"/> 下記の氏名及び住所 氏名 運動 四郎 携帯電話 080-0000-0000 住所 (〒856-0001) 大村市□□町1111		
施設使用目的	バドミントン		
主な使用施設	〇△小学校	<input checked="" type="checkbox"/> 体育館 ・ 運動場 ・ 武道場 ・ ( )	
主な使用日時	平日 (月・火・ <input checked="" type="checkbox"/> 水・木・金 曜日)	16時00分～18時00分	
	土曜日	10時00分～12時00分	
	日曜日	時 分～ 時 分 ※すべて24時間表記	

どちらかに〇をして記入してください。

大村市立学校施設使用登録承認書

登録番号	
上記のとおり、登録を承認します。 なお、(小学生クラブ ・ 一般クラブ)として、承認します。 年 月 日	
大村市教育委員会教育長 ㊟	

(2) クラブ（団体）の登録内容の変更又はクラブ（団体）の廃止

(ア) 大村市立学校施設使用登録変更・廃止届（様式第2号）を教育総務課に提出してください。

(イ) 記入例（代表者の自宅住所と自宅電話番号を変更する場合）

様式第2号（第5条関係）

大村市立学校施設使用登録変更・廃止届

大村市教育委員会教育長 様

令和〇年〇月〇日

次のとおり、大村市立学校施設使用規則第5条の規定により、学校施設使用登録団体の

（登録内容の変更・廃止）を届け出ます。

どちらかに〇をしてください。

登録番号	1000			
クラブ名 (団体名)	〇△□クラブ		・なし	
代表者	(ふりがな)	おおむら たろう	自宅電話	0957-00-9000
	氏名	大村 太郎	携帯電話	
	(〒856-1000)		E-Mail	自宅住所と自宅電話番号を変更しています。
	自宅住所	大村市〇×町0000番地5	電話番号	
勤務先名				
勤務先住所				
クラブ区分	・市内の小学校の児童が在籍しており、小学生クラブとして申請する。 ・一般クラブ（小学生クラブ以外）として申請する。			
在籍する小学生 ※小学生クラブとして申請する場合は、在籍する小学生を3名以上記入すること。	小学校	年生	氏名	
	小学校	年生	氏名	
	小学校	年生	氏名	
	小学校	年生	氏名	
	小学校	年生	氏名	
電気料が生じた場合の納付書の送付先	・代表者の住所		・下記の氏名及び住所	
	氏名	携帯電話		
	住所 (〒 - )			
施設使用目的				
主な使用施設	学校		体育館 ・ 運動場 ・ ( )	
	主な使用日時	平日 (月・火・水・木・金 曜日)	時 分～ 時 分	
		土曜日	時 分～ 時 分	
		日曜日	時 分～ 時 分 ※すべて24時間表記	

<登録条件>

- 貴会の施設を使用するにあたり営利目的等での使用は一切いたしません。
- 貴会所管の施設や付属設備等（備品含む）を亡失、又は損傷したときはその損害を賠償いたします。
- 使用許可条件 **記入上の注意をよく確認して記入してください。** いたします。
- 貴会の施設使用 **記入上の注意をよく確認して記入してください。** いては、施設・設備が原因となる重大な瑕疵以外、全て使用者側の責任を負い、損害賠償を承諾します。
- 1から4までの他に、大村市立学校施設使用規則を遵守し、貴会の指示に従うことを承諾します。

団体名 \_\_\_\_\_ 代表者名 \_\_\_\_\_

<記入上の注意>

- ・登録番号、代表者氏名及び団体名（ある場合のみ）は、必ず記入すること。
- ・登録番号、代表者氏名及び団体名（ある場合のみ）以外は、変更がある点のみを記入すること。
- ・代表者を変更する場合は、<登録条件>に署名又は記名すること。
- ・登録団体を廃止する場合は、登録番号、代表者氏名及び団体名（ある場合のみ）を記入すること。

(3) 学校施設の使用の申請

(ア) 大村市立学校施設使用申請書・使用許可書（様式第3号）を教育総務課に提出してください。

(イ) 記入例

様式第3号（第6条関係）

必ず記入してください。

### 大村市立学校施設使用申請書

登録番号	5000		クラブ区分	・小学生クラブ	・一般クラブ
クラブ名（団体名）	○△◇クラブ		代表者名	体育 花子	
使用目的	バレーボール		使用人数	16人	
使用学校	○△中学校				
使用器具	品名	支柱	数量	4本	
	品名	ネット	数量	2枚	
使用日時			電気（照明）使用時間		使用場所
12月	2日（土）	13時00分～16時00分	時 分～時 分	・不使用	②
	5日（火）	19時00分～21時30分	19時00分～21時30分	・不使用	②
	7日（木）	19時00分～21時30分	19時00分～21時30分	・不使用	②
	9日（土）	13時00分～16時00分	時 分～時 分	・不使用	②
	12日（火）	19時00分～20時30分	19時00分～20時30分	・不使用	③
	日（ ）	時 分～時 分	時 分～時 分	・不使用	
	日（ ）	時 分～時 分	時 分～時 分	・不使用	
	日（ ）	時 分～時 分	時 分～時 分	・不使用	
	日（ ）	時 分～時 分	時 分～時 分	・不使用	
	日（ ）	時 分～時 分	時 分～時 分	・不使用	
	日（ ）	時 分～時 分	時 分～時 分	・不使用	
	日（ ）	時 分～時 分	時 分～時 分	・不使用	

学校単位で記入してください。

30分単位で記入してください。

月単位で記入してください。

大村市教育委員会教育長 様

上記のとおり、大村市立学校施設使用規則第6条の規定により、学校施設の使用を申請します。  
 なお、使用に当たっては、裏面の＜登録条件＞及び＜使用条件＞を遵守します。

令和5年11月1日

代表者 氏名 体育 花子  
 住所 大村市◇○番地5  
 携帯電話 080-2000-0000

<記入上の注意>

- ・使用する月が複数月の場合は、月ごとに申請書を分けて記入すること。
- ・使用場所は、下記の表の番号を記入すること。体育館の半面の位置は、裏面から確認すること。

①運動場、体育館（②全面 ・ ③半面A ・ ④半面B）、武道場（⑤1階 ・ ⑥2階）、⑦多目的教室1、⑧多目的教室；

### 大村市立学校施設使用許可書

上記のとおり学校施設の使用を許可します。

年 月 日

大村市教育委員会教育長 ㊟

登録条件及び使用条件をよく確認して、申請してください。

<登録条件>

- 1 貴会の施設を使用するにあたり営利目的等での使用は一切いたしません。
- 2 貴会所管の施設や付属設備等（備品含む）を亡失、又は損傷したときはその損害を賠償いたします。
- 3 使用許可条件及び使用上のルールを遵守いたします。
- 4 貴会の施設使用の際に発生した事故については、施設・設備が原因となる重大な瑕疵以外、全て使用者側の自己責任となることを承諾します。
- 5 1から4までの他、大村市立学校施設使用規則を遵守し、貴会の指示に従うことを承諾します。

<使用条件>

- 1 校内における火気の使用については、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。
- 2 学校敷地内での喫煙を禁止する。
- 3 使用後は内外の清掃整備を完全に行い、学校教育に支障をきたさないよう特に留意すること。
- 4 鍵は、所定の時間までに、所定の場所に返却すること。
- 5 代表者及び代表者不在時の使用責任者は、使用者及び観覧車に対して適切な指導を行うとともに、駐車についても特に留意しなければならない。
- 6 便所の使用については、清潔を保持し、水道については使用后漏水等がないようにしなければならない。
- 7 電気料が発生した場合は、教育委員会指定の期日までに納付すること。
- 8 次に該当する場合は、使用を認めない。
  - (1) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者を支持し、又はこれに反対するための使用  
その他政治的活動のための使用
  - (2) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための使用その他宗教活動のための使用
  - (3) 営利を目的とするもの又はこれに類するものと認めたときの使用
  - (4) 危険若しくはき損のおそれがあると認められる使用

体育館半面位置

小学校	A面	B面
三浦	玄関側	ステージ側
鈴田		
大村		
東大村		
三城		
中央		
西大村		
萱瀬		
竹松		
福重		
松原		

小学校	A面	B面
放虎原	玄関側	ステージ側
旭が丘		
富の原		
黒木		
中学校		
玖島		
西大村		
萱瀬		
郡		
大村		
桜が原		

(4) 学校施設の使用の取消

(ア) 使用日の翌月 5 日までに大村市立学校施設使用許可取消申請書（様式第 4 号）を教育総務課に提出してください。

(イ) 記入例

様式第 4 号（第 7 条関係）

必ず記入してください。

大村市立学校施設使用許可取消申請書

登録番号	1000	クラブ区分	・小学生クラブ ・ 一般クラブ
クラブ名（団体名）	○△◇クラブ	代表者名	体育 花子
使用学校	○△小学校	学校単位で記入してください。	

変更前		取消
(1)使用日時	(2)使用場所	
(1) 12月2日（土） 13時00分～16時00分		・取消
(2) ②		
(1) 12月12日（火） 19時00分～20時30分		・取消
(2) ②		
(1) 月 日（ ） 時 分～ 時 分		・取消
(2)		
(1) 月 日（ ） 時 分		・取消
(2)		
(1) 月 日（ ） 時 分		・取消
(2)		
(1) 月 日（ ） 時 分		・取消
(2)		

キャンセルする日時及び使用場所を記入してください。

大村市教育委員会教育長 様

大村市立学校施設使用規則第 7 条の規定に基づき、令和 5 年 1 月 1 日付けで許可のありました内容を取り消したいので、許可書の写しを添えて申請します。

令和 5 年 1 月 2 0 日

代表者 氏名 \_\_\_\_\_  
 住所 \_\_\_\_\_  
 携帯電話 \_\_\_\_\_

< 記入上の注意 >

- ・ 使用学校を変更する場合は、使用許可済みの使用学校の使用を取消し、改めて新たな使用学校で申請してください。
- ・ 変更前の欄は(1)及び(2)を記入すること。
- ・ 記入欄が不足する場合は、本様式の別紙に記入してください。
- ・ 使用場所は、下記の表の番号を記入すること。

①運動場、体育館（②全面・③片面A・④片面B）、武道場（⑤1階・⑥2階）、⑦多目的教室1、⑧多目的教室2

大村市立学校施設使用取消許可書

上記のとおり学校施設の使用の取消しを許可します。

年 月 日

大村市教育委員会教育長 ㊟

(5) 学校施設の電気（照明）の使用の変更又は取消

(ア) 大村市立学校施設電気使用時間変更報告書（様式第6号）を教育総務課に提出してください。

(イ) 記入例

様式第6号（第14条関係）

必ず記入してください。		大村市立学校施設電気使用時間変更報告書	
登録番号	1000	クラブ区分	・小学生クラブ ・ 一般クラブ
クラブ名（団体名）	○△◇クラブ	代表者名	体育 花子
使用学校	○△小学校	学校単位で記入してください。	
変更前		電気（照明）使用時間 変更後	
(1)使用日時		(2)電気（照明）使用時間	(3)使用場所
(1) 12月5日（火）	20時00分～22時00分	(2) 時 分～ 時 分	・不使用
(2) 20時00分～22時00分	・不使用	(3) ③	
(1) 12月9日（土）	16時00分～19時00分	(2) 17時00分～19時00分	用
(2) 18時00分～19時00分	・不使用	(3) ②	
(1) 月 日（ ）	時 分～ 時 分	時 分	電気（照明）を使用しなかった場合は、「不使用」にしてください。
(2) 時 分～ 時 分		時 分	実際に使用した電気（照明）使用時間で記入してください。
(1) 月 日（ ）	時 分～ 時 分	時 分	・不使用
(2) 時 分～ 時 分		時 分	・不使用
(1) 月 日（ ）	時 分～ 時 分	(2) 時 分～ 時 分	・不使用
(2) 時 分～ 時 分		(3)	
(1) 月 日（ ）	時 分～ 時 分	(2) 時 分～ 時 分	・不使用
(2) 時 分～ 時 分		(3)	
(1) 月 日（ ）	時 分～ 時 分	(2) 時 分～ 時 分	・不使用
(2) 時 分～ 時 分		(3)	
(1) 月 日（ ）	時 分～ 時 分	(2) 時 分～ 時 分	・不使用
(2) 時 分～ 時 分		(3)	
(1) 月 日（ ）	時 分～ 時 分	(2) 時 分～ 時 分	・不使用
(2) 時 分～ 時 分		(3)	
(1) 月 日（ ）	時 分～ 時 分	(2) 時 分～ 時 分	・不使用
(2) 時 分～ 時 分		(3)	
(1) 月 日（ ）	時 分～ 時 分	(2) 時 分～ 時 分	・不使用
(2) 時 分～ 時 分		(3)	
(1) 月 日（ ）	時 分～ 時 分	(2) 時 分～ 時 分	・不使用
(2) 時 分～ 時 分		(3)	
(1) 月 日（ ）	時 分～ 時 分	(2) 時 分～ 時 分	・不使用
(2) 時 分～ 時 分		(3)	
(1) 月 日（ ）	時 分～ 時 分	(2) 時 分～ 時 分	・不使用
(2) 時 分～ 時 分		(3)	
大村市教育委員会教育長 様 大村市立学校施設使用規則第14条の規定に基づき、許可書又は変更・取消許可書の電気使用時間を変更して使用したので、報告します。 令和5年12月22日 代表者 氏名 体育 花子 住所 大村市◇○番地5 携帯電話 080-2000-0000			

< 記入上の注意 >

・使用場所は、下記の表の番号を記入すること。

①運動場、体育館（②全面・③半面A・④半面B）、武道場（⑤1階・⑥2階）、⑦多目的教室1、⑧多目的教室2

## 9 学校施設使用規則

(目的)

第1条 この規則は、大村市立小学校及び中学校の学校施設（以下「学校施設」という。）を学校運営に支障のない範囲内で、スポーツ、社会教育、地域活動等のために使用する上で必要な事項を規定し、もって学校施設の適正な管理を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校施設 大村市立学校の用に供している土地、建物及び備品をいう。
- (2) 小学生クラブ 第4条に規定する登録をするもので、市内の小学生が所属するクラブとして大村市教育委員会（以下「教育委員会」という。）から承認を受けているクラブをいう。
- (3) 一般クラブ 小学生クラブ以外で第4条に規定する登録をするクラブをいう。

(管理)

第3条 この規則の学校施設の使用に関する事務は、教育委員会が管理するものとする。

2 校長は、この規則の実施に関して一切の責任を負わないものとする。

3 使用できる学校施設は、教育委員会が指定するものとする。

(登録)

第4条 学校施設を使用しようとする者は、あらかじめ大村市立学校施設使用登録申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が指定する学校施設予約システム（以下「予約システム」という。）を使用して登録を申請する場合、登録申請者は、登録申請書の提出を省略することができる。

3 教育委員会は、第1項の申請が提出された場合であって、申請内容を承認するときには、大村市立学校施設使用登録承認書（様式第1号。以下「登録承認書」という。）を登録申請者に交付することができる。

4 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、予約システムを使用して登録の申請がある場合は、当該システムにおいて登録処理を行うことにより、登録を承認したものとする。この場合において、教育委員会は、登録承認書の交付を省略し、登録を承認する電子メール（以下「登録承認メール」という。）を送信するものとする。

5 教育委員会は、第1項又は第2項の申請が、市内の小学生が所属するクラブとしての申請である場合であって、申請内容を相当と認めるときには、小学生クラブとして承認しなければならない。

(登録の変更・廃止)

第5条 前条第3項又は第4項に規定する登録の承認を受けた者（以下「登録の承認を受けた者」という。）は、登録内容を変更し、又は登録を廃止する場合は、速やかに大村市立学校施設使用登録変更・廃止届（様式第2号）を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、登録の承認を受けた者は、予約システムを使用して、登録内容を変更し、又は登録を廃止することができる。



3 第1項の規定にかかわらず、教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正の申請に基づき登録を受けたとき。
- (2) 使用許可の条件に著しく違反したとき。
- (3) 1年以上学校施設の使用がないとき。
- (4) その他登録団体として不相当と認める事由があるとき。

(使用の申請)

第6条 学校施設を使用しようとする者は、第4条第3項又は第4項の承認を受けた後、大村市立学校施設使用申請書(様式第3号。以下「使用申請書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、学校施設の使用を予約システムで申請する場合は、使用申請書の提出を省略することができる。

3 教育委員会は、前2項の規定に基づく申請を受けた場合であって、相当と認めるときに限りこれを許可することができる。この場合において、委員会は条件を付することができる。

4 教育委員会は、前項に規定に基づき使用を許可するときは、大村市立学校施設使用許可書(様式第3号。以下「許可書」という。)を使用申請者に交付することができる。

5 前項の規定にかかわらず、予約システムを使用して、申請を受け付けた場合は、当該システムにおいて使用許可の処理を行うことにより、使用を許可したものとする。この場合において、教育委員会は許可書の交付を省略し、使用許可の電子メール(以下「使用許可メール」という。)を送付するものとする。

6 第3項の規定により、学校施設の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、学校の職員から許可書(予約システムを利用して使用の申請を行った者については、使用許可メール)の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

7 使用者は、この権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用の取消)

第7条 使用者は、許可された内容を取り消す場合は、直ちに教育委員会に大村市立学校施設使用許可取消申請書(様式第4号。以下「取消申請書」という。)に第5条第4項に規定する許可書の写しを添えて提出しなければならない。

2 教育委員会は、取消申請書の内容について、相当と認めるときは、大村市立学校施設取消許可書(様式第4号。以下「取消許可書」という。)を交付する。

3 第1項の規定にかかわらず、使用者は予約システムを使用して許可された内容を取り消す場合は、取消申請書の提出を省略することができる。この場合において、教育委員会は取消許可書の交付を省略し、取消許可の電子メールを送信するものとする。

(申請期間)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる期間に前2条に規定する申請をすることができる。

(1) 小学生クラブは、使用しようとする日の2か月前の初日から使用しようとする日の前々日までの期間において、申請することができる。ただし、使用できるのは19時までで、申請できる学校施設は小学校に限るものとする。

(2) 一般クラブは、使用しようとする日の1か月前の初日から使用しようとする日の前々日

までの期間において、申請することができる。

(3) 前2号にかかわらず教育委員会が特に必要と認める期間

2 第1項第1号及び第2号に規定する前々日が、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、大村市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和26年大村市条例第53号)第5条に規定する年末年始の休日又は大村市立小中学校管理規則(昭和40年大村市教委規則第1号)第2条の2第1項第5号に規定する学校閉庁日(以下「休日・学校閉庁日等」という。)の場合は、その日前において、その日に最も近い休日・学校閉庁日等でない日までに、申請しなければならない。

(使用許可時間)

第9条 学校施設を使用できる時間は、次の各号に掲げる時間とする。

(1) 大村市立小中学校管理規則(昭和40年大村市教委規則第1号)第2条の2に規定する学校の休業日 6時から22時まで

(2) 第1号以外の日 16時から22時まで

(3) 前2号にかかわらず委員会が特に必要と認める時間

(使用の禁止)

第10条 第6条の規定にかかわらず、教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を認めないものとする。

(1) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者を支持又はこれに反対するための使用及びその他政治的活動のための使用

(2) 特定の宗教を支持又はこれに反対するための使用及びその他宗教的活動のための使用

(3) 営利を目的とするもの又はこれに類するものと認めたときの使用

(4) 危険若しくはき損のおそれがあると認められる使用

(5) 第15条に規定する納期限までに電気料の支払いがない使用

(6) 教育委員会が別に定める遵守事項を守らない使用

(使用の中止)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、学校施設の使用の許可を変更又は取消することができる。

(1) 許可の条件又は指示を遵守しないとき

(2) 前条の事由が生じたとき

(3) 公用又は公共用に供するため必要が生じたとき

(4) 教育委員会において緊急でやむを得ないと認めたとき

2 教育委員会は、前項の規定により使用の許可を変更又は取消するときは、大村市立学校施設使用許可取消等通知書(様式第5号)により使用者に通知するものとする。ただし、緊急の場合については、この限りでない。

(使用者の弁償責任)

第12条 使用者が故意又は過失によって施設又は設備をき損し、若しくは亡失した場合は、教育委員会の指示に従い直ちに原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

(電気料)

第13条 学校施設の電気を使用する場合、その実費相当額(別表)を徴収する。

- 2 電気の使用時間が1時間未満の場合は、1時間相当の料金を徴収する。
- 3 電気の使用時間が1時間を超える場合において、その超過時間が30分以内であるときは、1時間当たりの単価の2分の1の金額、超過時間が30分を超えるときは、1時間相当の金額を徴収する。
- 4 前3項の規定にかかわらず、体育館を2団体が同時に半面ずつ使用する場合は、各使用者について、それぞれ別表単価の2分の1の額を適用する。
- 5 小学生クラブが学校施設を使用又は公益上特に必要と認める使用の場合は、電気料を徴収しない。

(電気の使用時間の変更手続)

第14条 一般クラブは、使用許可を受けた電気使用時間と異なる使用をした場合は、使用日の翌月の5日までに大村市立学校施設電気使用時間変更報告書(様式第6号。以下「電気変更報告書」)を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実際に使用した電気の使用時間を教育委員会が指定する入力フォームに入力し、使用日の翌月の5日までに送信する場合は、電気変更報告書の提出を省略することができる。
- 3 前2項に規定する使用日の翌月の5日が、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び大村市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和26年大村市条例第53号)第5条に規定する年末年始の休日(以下「休日等」という。)の場合は、その日後において、その日に最も近い休日等でない日までに、電気変更報告書を提出又は第2項に規定する入力フォームに送信しなければならない。
- 4 第1項又は第2項に規定する時間の変更を教育委員会が相当と認めるときは、電気使用時間を変更する。
- 5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、電気変更報告書の提出がない場合は、学校施設を使用していない場合においても、事前に許可された電気使用時間に相当する電気料を支払わなければならない。また、電気使用時間を追加している場合は、教育委員会が指示する電気料を支払わなければならない。

(電気料の納期限)

第15条 教育委員会は、1か月単位で電気料を計算し、一般クラブに納付書を送付する。

- 2 一般クラブは、使用した月の翌月の末日までに納付しなければならない。ただし、翌月の末日が休日等の場合は、その日後において、その日に最も近い休日等でない日まで支払わなければならない。

(実施細則)

第16条 この規則の実施について必要な事項は、教育長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年8月1日から施行する。

(大村市立学校体育施設解放使用規則及び大村市立学校使用規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 大村市立学校体育施設解放使用規則（昭和50年大村市教委規則第5号）

(2) 大村市立学校使用規則（昭和51年大村市教委規則第1号）

（経過措置）

3 この規則による許可の申請は、令和5年12月1日以後の使用に係るものから適用し、同日前の使用に係る許可の申請については、なお従前の例による。

別表

学校名	施設の種類	1時間当たりの単価
大村市立三浦小学校	体育館	130円
大村市立鈴田小学校	体育館	100円
大村市立大村小学校	体育館	130円
大村市立東大村小学校	体育館	100円
大村市立三城小学校	体育館	130円
大村市立中央小学校	体育館	170円
大村市立西大村小学校	体育館	130円
大村市立萱瀬小学校	体育館	110円
大村市立竹松小学校	体育館	170円
大村市立福重小学校	体育館	130円
大村市立松原小学校	体育館	100円
大村市立放虎原小学校	体育館	100円
	多目的教室1	40円
	多目的教室2	30円
大村市立旭が丘小学校	体育館	100円
大村市立富の原小学校	体育館	100円
大村市立黒木小学校	体育館	70円
大村市立玖島中学校	体育館	260円
	武道場	120円
大村市立西大村中学校	体育館	170円
	武道場	90円
大村市立萱瀬中学校	体育館	130円
大村市立郡中学校	体育館	190円
	武道場	90円
大村市立大村中学校	体育館	260円
	武道場1階	60円
	武道場2階	60円
大村市立桜が原中学校	体育館	260円
	武道場	120円